

令和3年改正銀行法の実務解説（第1回）

～銀行本体の業務範囲の拡大～

執筆者：渡邊雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

令和3年（2021年）5月26日に公布され、**同年11月22日に施行**された「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」について、関連改正政令・改正内閣府令・改正監督指針及びこれらの案に対する金融庁のパブリックコメント回答を踏まえて解説いたします。第1回は、**銀行本体の業務範囲の拡大**について解説いたします。

○[金融審議会 銀行制度等ワーキング・グループの報告書の公表について](#)（金融庁・令和2年12月22日）（以下「金融審報告書」という。）

○[新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律](#)（令和3年3月5日提出、令和3年5月19日成立、令和3年5月26日公布（令和3年法律第46号）、令和3年11月22日施行（以下「令和3年改正銀行法」、「改正法」という。）

○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年11月10日公布・令和3年政令第308号）

➡**法律の施行期日が令和3年11月22日とされた。**

○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年11月10日公布・令和3年政令第309号）

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和3年11月10日公布・令和3年内閣府令第69号）

○[令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について](#)（令和3年11月10日・金融庁）

○[「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)（令和3年11月10日・金融庁）

第1. 総論：銀行本体・子会社・兄弟会社の業務範囲の拡大

金融審報告書においては、改正の方向性について以下のとおり総論が示されている。

○金融審報告書第1章. 2(1)(6～8頁)

今回、銀行・銀行グループが営むことができる他業の範囲を拡充するにあたり、以下の基本的な考え方に立つことが考えられる。

- 他業リスクの排除の観点から、本体・子会社・兄弟会社で認められる業務の範囲は異なってくる。この点、前述のスタディ・グループの議論も参考に、**他業は、セーフティネット**で直接保護される銀行本体との間で**一定のリスク遮断がなされている子会社・兄弟会社を中心に営むことを認めること**
- 銀行法は、伝統的には、営むことができる業務の外縁を法令上明確に規定する枠組みである。こうした中、2016年に創設された**高度化等会社の枠組み**は、業務の外縁を**法令上抽象的に規定した上で、認可を受けることを条件に幅広い業務を営む道を開いた**。今回は、**①この高度化等会社の考え方をさらに進めて業務の外縁を拡充するとともに、②高度化等会社の保有にあたって必要な手続きを、業務の実績やリスク、銀行・銀行グループの財務健全性やガバナンスに応じて緩和すること**

第2. 銀行本体の業務範囲の拡大

1. 金融審報告書

金融審報告書においては、銀行本体の業務範囲の拡大について以下のとおり方向が示されている。

○金融審報告書第1章. 2(1)②(8～9頁)

銀行本体は預金を直接受け入れることなどから、従来、**その業務範囲は子会社・兄弟会社と比較して制限**されてきた。一方で銀行本体は、銀行業に係る人材や技術などの経営資源を直接保有しており、子会社・兄弟会社と比較して銀行利用者のニーズに沿った機動的な業務展開が可能である。

こうしたことを踏まえ、**銀行業に係る経営資源の有効活用にあたる範囲内において、銀行本体がデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を営めるようにすることが考えられる¹**。なお、新たに認めるこの業務は、**制度運用において銀行業との機能的な親近性の有無などによって制約が課されることがないように、法令において個別に明確化すべき²**である。

¹ 銀行には、優越的地位の濫用の禁止や利益相反管理体制の整備が義務付けられている。銀行はこうした規制を遵守し、新たな業務を営むことを通じて優越的地位の濫用や利益相反取引が生ずることがないようにする必要がある。(金融審報告書脚注22)

² 法令において個別に明確化することにより、「その他の付随業務」に係る監督指針上の要件(①銀行法第10条第1項各号・第2項各号に掲げる業務に準ずるか、②銀行業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか、など)への該当性は問題とならない。

具体的には、

- 銀行本体の法律上の付随業務に、銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務³であって、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するものを追加し
 - その具体的内容は内閣府令に定めて外縁を明確にし、制度の実施状況やニーズの変化などを踏まえて機動的に変更できる枠組みとする
- ことが適当である。

2. 改正法・改正規則・監督指針

改正法・改正規則により、銀行本体の付随業務として以下の業務が追加される。

○銀行法第10条第2項第21号

当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

○銀行法施行規則第13条の2の5

(地域の活性化等に資する業務)

第十三条の二の五 法第十条第二項第二十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務（当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

- 一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）
- 二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第十七条の四の三第三号、第三十四

（金融審報告書脚注23）

³ その業務に係る需給次第で余剰となり得る能力を、新たに獲得することを基本的に伴わないと考えられる業務であることが要件となる。（金融審報告書脚注24）

条の十八の二第三号及び第三十四条の十九の六第三号において同じ。)が常時雇用される労働者でないものに限る。)

- 三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務
- 四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務
- 五 当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

○主要行等向けの総合的な監督指針 V-3-2-1 地域活性化等業務における留意点等(新設)

○中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-2-1 地域活性化等業務における留意点等(新設)

(1) 銀行が行うことができる法第10条第2項第21号の業務(以下「地域活性化等業務」という。)は、施行規則第13条の2の5各号において具体的に類型が列举されているが、同条柱書括弧書によって、「当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等業務を銀行の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。

そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしないでなければならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。

(2) 銀行が行うことができる地域活性化等業務のうち、施行規則第13条の2の5第2号の業務については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。

3. 全般

(1) 改正の趣旨

今回の改正は、銀行制度等WG報告に記載の『金融機関は、自らが持続可能なビジネスモデルを構築した上で、日本経済の回復・再生を支える「要」として以下の役割を果たしていくことが期待される。

- 人口減少や少子高齢化に直面する地域の社会経済の課題解決に貢献すること
- ポストコロナに向けて対応を進める企業・産業を力強く支援すること
- 「目利き力」をさらに強化し、成長分野に資金を供給すること』

との観点を踏まえたものでありますので、金融機関にはこのような改正の趣旨を踏まえ、業務に取り組んでいただく必要がある。(政府令案パブコメ回答4番)

(2) 銀行法10条2項21号と銀行法施行規則13条の2の5の関係

銀行法施行規則13条の2の5は、銀行の付随業務として規定された銀行法10条2項21号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものである。銀行法施行規則13条の2の5に規定する業務に該当すれば(なお、同条柱書に規定する要件も充足する必要がある。)、銀行法10条2項21号に掲げる業務に該当することになる(政府令案パブコメ回答2番)。

なお、銀行法施行規則13条の2の5第2号及び第3号は、銀行の付随業務として規定された銀行法10条2項21号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものであり、委任の趣旨に反するものではないものと考えられる。(政府令案パブコメ回答5番)

(3) 「銀行業に係る経営資源を主として活用して」(銀行法10条2項21号)

上記(2)のとおり、銀行法施行規則13条の2の5の規定に関する業務に該当すれば銀行法10条2項21号に掲げる業務に該当するので、銀行法10条2項21号本文にある「銀行業に係る経営資源を主として活用して」自体には重要な意味はなく、銀行法施行規則13条の2の5柱書の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」及び監督指針の「地域活性化等業務における留意点等」(主要行監督指針V-3-2-1、中小地域金融機関監督指針III-4-2-1)における解釈によることになる。(政府令案パブコメ回答3番参照)

(4) 地域活性化等業務のオペレーショナル・リスク相当額の算出

政府令案のパブリックコメントにおいては、地域金融機関の中には、今回追加された業務を今後の収益の柱として掲げることを検討している(事業構造の抜本的改革を企図している)者もいると考えられるが、その場合におけるオペリスク管理の枠組みとして SMA を採用すると、過去の損失実績をもとに計算することとなっている Loss component が実態に即さなくなるのではないかとの懸念が示された。

これに対して、金融庁からは以下の考えが示された(政府令案パブコメ回答6番)。

自己資本比率規制におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出は、今後予定される最終化されたバーゼルⅢの国内実施において「事業規模要素(BIC)と内部損失乗数(ILM)を乗じて得た額」とする標準的計測手法(SMA)が用いられる予定である。

ILMの算出に当たっては、事業規模指標(BI)が1000億円以上の金融機関は、事業構造の如何にかかわらず、原則、直近10年間の内部損失データ(過去の損失実績)に基づいて算出することが求められる。

内部損失データの蓄積期間が10年間に満たない一部の事業部門等については、1を下限として保守的に見積もった ILM を用いて、当該事業部門等にかかるオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要がある。

これに加え、監督指針において「内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある」(中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-3-3-1 事務リスク)と規定し監督上の評価項目に含めている。

(5) 外部委託に関する規定との関係

銀行法12条の2第2項に規定する「その業務を第三者に委託する場合」に該当する場合には、同条に従い委託業務の的確な遂行を確保するための措置を講じる必要があるが、銀行法10条2項21号に掲げる業務を第三者に委託する場合も「その業務を第三者に委託する場合」に該当し得るものと考えられる。(政府令案パブコメ回答7番)

経営相談の一環として事業継承セミナーを開催するに際して、その運営を外部事業者に委託をする場合や外部講師に講演の依頼をする場合における外部事業者や外部講師や、広告宣伝事業におけるホームページやポスターのデザイン・コーディング事業者やメール配信ASP、またそれらが用いる URL 短縮サービスが「その業務を第三者に委託する場合」に該当するか否かは、個別に判断する必要がある。(政府令案パブコメ回答7番)

(6) 優越的地位の濫用の禁止・利益相反管理体制の整備義務

銀行には、優越的地位の濫用の禁止や利益相反管理体制の整備が義務付けられている。銀行はこうした規制を遵守し、新たな業務を営む上で、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用したり、顧客の利益が不当に害されたりすることがないように業務運営を行う必要があるものと考えられる。

この点、主要行等向け監督指針Ⅴ-3-2-2(1)で「その他の付随業務」として

例示されている業務のうち、特に人材紹介については優越的地位の濫用が懸念されることから規定されたものである。

なお、銀行が営むことのできる人材派遣業務(銀行法施行規則13条の2の5第2号)についても、主要行等向け監督指針V-3-2-1(2)で同様の趣旨の規定をしている。(政府令案パブコメ回答8番)

(7) 電気通信事業法等の許認可・届出との関係

銀行法施行規則13条の2の5各号で定める情報提供業務や広告業務等をオンライン上で提供する際に、電気通信事業法など他の業法上の許認可や届出が必要となる場合が想定されうる。

この場合も、これら各業法に従って許認可手続を行うだけでなく、銀行法施行規則13条の2第5に規定する要件を充足する業務であることが前提となる。(政府令案パブコメ回答9番)

(8) 取引先企業以外への業務の提供

銀行法施行規則第13条の2の5各号に規定する「他の事業者等」は銀行の既存の取引先企業に限られるものではない。また、銀行の固有業務の利用者であるかどうかは関係なく認められる。(政府令案パブコメ回答10番~12番)

(9) 「その他の付随業務」との関係

地域の活性化等に資する業務に該当する業務であっても、例えば一定の広告業務など、従前の整理や事例等に従い、監督指針記載の4要素に照らし、「その他の付随業務」(銀行法10条2項柱書)として整理された業務について、引き続き「その他の付随業務」として営むことを妨げられない。(政府令案パブコメ回答14番)

(10) システム障害があった場合

広告または宣伝の業務や他の事業者等のためのシステム保守業務においてシステム障害があった場合において、銀行による当局宛の障害発生等報告書の提出が必要か否かは、主要行等向け監督指針Ⅲ-3-7-1-3(1)①「(注)報告すべきシステム障害等」の規定等を踏まえて、各金融機関において障害発生等報告書の提出の要否を検討する必要がある。(政府令案パブコメ回答15番)

4. 銀行法施行規則13条の2の5柱書の解釈

銀行法10条2項21号の「地域活性化等業務」としては、銀行法施行規則13条の2の5各号に規定される業務が認められるが、同条各号の業務は同条柱書のとおり、「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源」に加えて、「当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合」においては、「需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」に限られている。

もっとも、この要件については、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に

資するため、地域活性化等業務を銀行の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない（主要行監督指針Ⅴ－３－２－１、中小地域金融機関監督指針Ⅲ－４－２－１参照）。

そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等業務として実施可能である（上記各監督指針参照）。

（１）銀行業に係る経営資源

「銀行業に係る経営資源」に該当すると合理的に判断できる限りにおいて、銀行業（預金・貸出・為替取引）との関係性を総体として評価することを妨げるものではない。（政府令案パブコメ回答 17 番）

「銀行業に係る経営資源」は、その例示とする人材、情報通信技術、設備に限られず、銀行業を通じて形成されたネットワークや知見なども含まれる（政府令案パブコメ回答 18 番）。

次のケースは、いずれも「銀行業に係る経営資源を活用した業務」に該当し得る。（政府令案パブコメ回答 18 番）

- ① 専ら銀行の付随業務のために用いられるシステム・プログラムの外販等であるが、その設計・開発・作成等において銀行業に係るシステム開発等を行う部署が関与している場合や、銀行業に係るシステム開発等に係る知見を活用して設計・開発・作成等される場合（銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 3 号関係）
- ② 外部媒体の広告枠を買い取り、他の事業者等の業務に関する広告業務を行う場合であって、銀行業に係る広告宣伝の担当部署が関与する場合や、銀行業を通じて形成されたネットワークや知見を活用して広告を掲載する外部媒体や広告業務に係る委託先を選定する場合（銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号関係）

（２）「その他の付随業務」の「過大性」要件との関係

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 柱書の「当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合においては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件は、銀行法 10 条 2 項 21 号の「当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務」の要件を明確化したものであり、「その他の付随業務」（銀行法 10 条 2 項柱書）の要件の一つである、主要行等向け監督指針Ⅴ－３－２－２（４）②「当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。」の解釈において必ずしも妥当しない。（政府令案パブコメ回答 19 番）

上記銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 柱書に規定する要件の解釈については、主要行等向け監督指針Ⅴ－３－２－１（１）に記載のとおり、新たな業務を営み始める場合には新

規又は追加的なリソースの取得が必要となり得るところ、その取得について最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、その取得を許容する趣旨である。(政府令案パブコメ回答 19 番)

(3) 「当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 各号の業務は、「当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合」においては、「需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」に限られている。「当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの」に該当するかを判断するに当たっては、銀行や銀行グループ全体の BS/PL に占める当該業務の割合のみならず、個別具体的な事情を総合考慮して、当該業務が銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたすかどうかを検討することとなる。(政府令案パブコメ回答 20 番)

5. 経営相談等業務（銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号）

他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下「経営相談等業務」という。）

(1) 趣旨

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号に掲げる業務は、これまで「その他の付随業務」として認められてきた取引先企業に対するコンサルティング業務やビジネスマッチング業務にとどまらず、例えば他の事業者等の DX 支援に資する情報の提供なども含む業務として規定するものである。(政府令案パブコメ回答 21 番)

同号は、「他の事業者等（中略）の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言」並びに「これらに関する事務の受託」を規定している。(監督指針パブコメ回答 7 番)

(2) 「他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人）」

「他の事業者等」は、銀行自身を含まない。したがって、銀行が営む他の業務のために、システム開発等を行ったり、広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供をしたりはすることは今後も認められる。(政府令案パブコメ回答 22 番)

「他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人）」には、以下の者も該当し、業務を提供できる。

- 銀行と従前の取引関係のない者（政府令案パブコメ回答 23 番・24 番）
- 地方公共団体やその外郭団体（政府令案パブコメ回答 25 番）

- 個人事業主（政府令案パブコメ回答 26 番）
- 事業を行う法人格なき社団（同上）
- 団体性のない組合（同上）

（3）紹介を超える業務（その他の付随業務との関係）

「当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介」は、従来の監督指針に記載されていたビジネスマッチング業務を明確化するものであるが、当該業務を超えて契約締結の媒介業務を行うものについては、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」（銀行法 10 条 2 項柱書）に該当するか判断されるものと考えられる。（政府令案パブコメ回答 27 番）

（4）「その他の必要な情報の提供及び助言」

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号では、「経営に関する相談の実施」を含め「その他の必要な情報の提供及び助言」が認められているところ、経営戦略そのものに関する相談のみならず、顧客企業の DX 支援を含めた個別の業務の高度化・効率化等に係る相談および助言等も含まれ得る。

銀行が固有業務遂行のために自ら利用し又は利用を検討した実績のある他の事業者のシステムやプログラムについて、その利用ノウハウを活用して、取引先企業に対して DX などの観点から助言を行う業務も含まれる。例えば、外部ベンダーが提供しているアプリケーションをベースに銀行が独自の設定を実施している場合に、他の事業者に対して当該又は類似のアプリケーションの設定について助言を行う業務や、自ら蓄積したシステム構成のナレッジを活かし、他の事業者に対してシステム構成の助言を行う業務も含まれる。（政府令案パブコメ回答 28 番・29 番）

（5）「これらに関連する（他の事業者等の）事務の（銀行による）受託」

銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号は、「他の事業者等・・・の業務に関連する」、すなわち、当該他の事業者の業務との関連性が認められる場合には、広く情報提供・助言が許される（法律相談業務、会計相談業務、税務相談業務等その他従来から他土業と考えられてきた情報提供・助言業務は除く）。（政府令案パブコメ回答 30 番）

「他の事業者等・・・の業務」は、事業者等が現に行っている業務に限定されない。（政府令案パブコメ回答 30 番）

「これらに関連する事務の受託」は、例えば銀行が行うコンサルティングを受けて、事業者等が行う事務の一部を、当該事業者等の委託を受けて当該銀行が担うといったケースを想定している。（政府令案パブコメ回答 30 番）

例えば銀行が行うコンサルティングを受けて、事業者等が行う事務の一部を、当該事業者等の委託を受けて当該銀行が担うことが、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として認められると考えることによる。（政府令案パブコメ回答 31 番）

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号の（1）「これらに関連する事務の受託」と（2）

ビジネスマッチング・経営相談業務との関係について、(1)と(2)はあくまで「関連」することを求めるにとどまり、主従の関係にはなく、(1)が(2)よりも業務量や対価の額等で上回ることも妨げられない。また、経営相談業務の終了後もこれに関連する事務受託を継続することについても本号を根拠に認められる。(政府令案パブコメ回答 32 番)

(6) 対象者

本号の業務としてビジネスマッチング業務、コンサルティング業務、事務受託を行う場合は、取引先企業に限られない。(監督指針案パブコメ回答 8 番)

(7) 契約形態

同号による業務は契約形態を限定していない。(監督指針案パブコメ回答 7 番)

(8) 銀行法施行規則 13 条の 5 第 1 号に該当しない業務（個人顧客に対する事業者等の紹介・他の事業者の商品・サービスの媒介）

「当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介」に、個人顧客に対する事業者等の紹介や、他の事業者の商品・サービスを媒介する業務は含まれない。そのような業務は、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えられる。(政府令案パブコメ回答 33 番)

6. 労働者派遣業務（銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 2 号）

高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第十七条の四の三第三号、第三十四条の十八の二第三号及び第三十四条の十九の六第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

(1) 銀行法施行規則 13 条の 5 第 2 号の経緯・趣旨

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 2 号は、銀行の付随業務として規定された銀行法第 10 条 2 項第 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定するものである。

銀行制度等WG報告でも、銀行の付随業務として追加する業務の一例として、いわゆる登録型人材派遣が挙げられている。

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 2 号に掲げる業務は、銀行が経営相談等業務などを

通じて取引先等とコミュニケーションを行う中で取引先等の人材ニーズを発掘し、その課題に応えるために人材を派遣することを想定している。

派遣する人材の職種等に制限はないが、「高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」に該当する必要がある。(政府令案パブコメ回答 36 番)

(2) 認められる労働者派遣事業の種類

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 2 号に掲げる業務を営むに当たって、銀行は労働法規を含め関係法令等を遵守する必要がある。なお、当該業務はいわゆる登録型人材派遣に限定されており、無期雇用契約の派遣労働者を銀行が雇用することはできない。(政府令案パブコメ回答 37 番)

(3) 「高度の専門的な能力を有する人材」と「当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」の関係

「高度の専門的な能力を有する人材」は「当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材」の例示である。(政府令案パブコメ回答 38 番)

(4) 認められる労働者派遣事業の職種等

その職種等に制限はありませんが、「事業者等の経営の改善に寄与する人材」に該当する必要がある。(政府令案パブコメ回答 39 番)

必ずしも経営に関与する人材(経営層の人材)だけではなく、例えば、販売専門員、熟練技術者など、中小企業が採用することによって、経営改善(売上向上、生産性改善など)に寄与する人材も含まれる。(政府令案パブコメ回答 40 番)

派遣労働者が派遣元に常時雇用されている労働者でない場合は(登録型であれば)、紹介予定派遣も取り扱い可能である(労働者派遣事業および職業紹介事業に係る厚生労働省の許可を得る前提)。(政府令案パブコメ回答 41 番)

(5) 労働者派遣事業の許可を得るタイミング

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 2 号に規定する「経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うもの」は、銀行が経営相談等業務などを通じて取引先等とコミュニケーションを行う中で取引先等の人材ニーズを発掘し、その課題に応えるために人材を派遣することを想定して規定するものであり、同号に掲げる業務を実施する際の要件となる。(政府令案パブコメ回答 42 番)

(6) 対象となる「利用者」

「利用者」の解釈については、既存の「利用者」に限定されず、潜在的な利用者も含まれる。(政府令案パブコメ回答 43 番)

(7) 取引上の優越的地位の濫用

主要行等向け監督指針 V-3-2-1 (2)・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-2-1 (2)において、「銀行が行うことができる地域活性化等業務のうち、施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号の業務については、取引上の優越的地位を不

当に利用することがないよう留意すること。」と規定されている。

すなわち、「地域活性化等業務」のうち銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 2 号で定める登録型人材派遣業務にのみ、「取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意する」旨が設けられている。

これは、2018 年 3 月の人材紹介業務の取扱いに係る監督指針改正（改正前の主要行向け監督指針Ⅴ-3-2（1）（注 3）・中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ-4-2（1）（注 3））において、優越的地位の濫用の禁止は人材紹介業務を行う上で重要な観点であることから同様の記載が設けられており、今回の登録型人材派遣業務も人材関連の業務であることから当該記載を設けたものである。（監督指針案パブコメ回答 17 番）

7. システム・プログラムの設計、作成、販売、保守（銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 3 号）

他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

（1）同業務該当性

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務に該当するかどうかは、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるもの」の設計、開発又は保守や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」の設計、作成、販売又は保守といえるかどうかを踏まえて判断する必要がある。（政府令案パブコメ回答 45 番）

（2）「電子計算機を使用することにより機能するシステム」

「電子計算機を使用することにより機能するシステム」とは、（従前からの言い回しであり、）いわゆる「システム」の内容として「電子計算機を使用することにより機能する」とすることで明確化を図っているものである。

「電子計算機」の「使用」が一部であっても「電子計算機を使用することにより機能するシステム」といえるものであれば該当する（政府令案パブコメ回答 46 番）

（3）「システム」「プログラム」の該当性の範囲

システム又はプログラムの種類に制限はない（たとえば、銀行業に全く関係のないもの、例えば鉄工所の高炉制御や原子力発電所の原子炉制御に関するもの、であっても含まれる）が、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開

発したシステム又はこれに準ずるもの」や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」である必要がある。(政府令案パブコメ回答 47 番)

また、以下の各場合が本号に該当するか否かについても、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるもの」や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」である必要がある。

- 対象となるシステム又はプログラムについては、所有権又は知的財産権が銀行に帰属していない場合 (政府令案パブコメ回答 48 番)
- 銀行がシステムやプログラムの仕様の設計や開発に関して助言や監修をした場合 (政府令案パブコメ回答 49 番)

(4) ベンダーが保有する資産等の販売契約の媒介業務

プログラムの販売とは別に、ベンダーが保有する資産等の販売契約の媒介業務を行うことは銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務ではなく、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えられる。

また、販売契約の媒介業務のみを行う場合は、当該業務は第 3 号に掲げる業務ではないが、「その他の付随業務」として解することができるかは監督指針記載の 4 要素に照らして検討することとなる。この場合、「準業務性」については銀行法 10 条 2 項第 21 号に準ずるものであり認められる。「余剰性」については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される。(政府令案パブコメ回答 50 番)

(5) 銀行のためにカスタマイズしたプログラム

本号業務の対象となるプログラムについては、当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるプログラムに係るプログラムであることが要件とされているが、例えば他の事業者が作成したプログラム (以下「元プログラム」) を A 銀行用に個別カスタマイズしたもの (以下「A 銀行用プログラム」) を A 銀行が使用しているという場合にあっては (A 銀行用プログラムに係るカスタマイズは A 銀行と他の事業者が共同して行ったものとする)、A 銀行用プログラムが、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成した」もの、「又はこれに準ずるもの」に該当する場合には、(1) A 銀行用プログラムそのもののみならず、(2) A 銀行用プログラムを販売等先のために更にカスタマイズしたものについても、本号業務の対象となるプログラムに該当する。(政府令案パブコメ回答 51 番)

(6) システムの「設計」

本号の「他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計」とは、「他の事業者等のために、電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計」の趣旨である。(政府令案パブコメ回答 52 番)

本号に「設計」を追加された趣旨は、システムの開発等に係る他法令の規定も参考に、「設計」が含まれることを明確化したものであり、従来の業務範囲を拡張する趣旨ではない。(政府令案パブコメ回答 53 番)

(7) システムの設計、開発、保守の契約形態

「システムの設計、開発、保守」について、①その契約形態を限定しておらず、②他の事業者と共同で設計等を受託することも可能である。(政府令案パブコメ回答 53 番)

銀行の大規模・大量な開発需要に応えるため、実務上システム子会社を含めた委託先ベンダーへの「一括請負契約」をしている場合において、一括請負契約の下での銀行の役割は、典型的には、プログラム又はシステムの特徴的部分の完成に創作的に関与すること、つまり、どのような機能を持ったシステム・プログラムを開発・作成したいのかを決定し、それについて委託先ベンダーと調整を図ることである。このような「一括請負契約」の下で作成されたシステム／プログラムについても、当該開発されたシステム又はプログラムが、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発(作成)した」もの、「又はこれに準ずるもの」に該当する場合には、本号に規定するシステム又はプログラムと解することができる。(政府令案パブコメ回答 57 番)

(8) これ(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム)に準ずるものに係るもの

「これに準ずるものに係るもの」には、例えば、形式的には「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発した」システムの設計等には該当しないが、これと同視できる程度の経営資源が当該銀行に蓄積されていることに鑑み、当該経営資源を主として活用して行うシステムの設計等が該当し得るものと考えられる。(政府令案パブコメ回答 54 番・55 番)

単にシステム又はプログラムの設計、開発、保守等を行う事業者等に出資を行っているだけの場合や単にシステム又はプログラムの設計、開発、保守等のプロジェクトに資金を拠出しただけの場合は、「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるもの」や「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの」には該当しないものと考えられる。(政府令案パブコメ回答 54 番・56 番)

(9) 「システムの設計・開発・保守」と括弧書きの限定の関係

「システムの設計、開発若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)」の括弧内の説明は、「設計、開発若しくは保守」のいずれにもかかるという理解でよいか。同様に、「プログラムの設計、作成、販売若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)」の括弧内の説明は、「設計、作成、販売若しくは保守」のいずれにもかかる。(政府令案パブコメ回答 58 番・59 番)

(10) 銀行によるシステム・プログラムの自己利用の要否

条文上、銀行が自己利用することは要件となっていないことから、他社のみが利用するためのシステムやプログラムの設計、開発及び保守をすることを理由に本号該当性は否定されない。(政府令案パブコメ回答 58 番)

(11) プログラムの販売に伴い必要となる附属機器

「プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売」に関し、「プログラム」については「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成」したものであることが要件であるのに対して、「附属機器」についてはこれに相当する要件は存在しない。(政府令案パブコメ回答 60 番)

「プログラムの販売に伴い必要となる附属機器」については、従属業務や金融関連業務でも同一の用例があるところ、本条項においても同様に、その必要性にもとづき個別に判断され、当該プログラムの専用機器のみならず様々なプログラム等に利用可能な汎用品の販売も必ずしも排除されない。(政府令案パブコメ回答 61 番)

(12) プログラムの販売

「販売」の方法に制限は設けられておらず、一般に「販売」といえるものであれば含まれるものと考えられる。パブリックコメントでは以下のような形態が「プログラムの販売」に該当するか質問されている。(政府令案パブコメ回答 62 番～65 番)

- 賃貸又はオペレーティング・リース若しくはファイナンス・リース取引を行っているシステム又はプログラムを SaaS としてその他の事業者を提供すること
- プログラムがインストールされたパッケージ（記録媒体）を販売することのほか、ソフトウェアやプログラムをライセンス契約により提供すること（政府令案パブコメ回答 64 番）
- SaaS 型・クラウドサービスとしてソフトウェア・プログラムの使用权を許諾するというかたちで提供すること（政府令案パブコメ回答 63 番・65 番）

プログラムの販売にあたっては、実務上の導入支援として（販売と別契約とするかはケースバイケース）無影響テストや各種設定まで行うことが通常であるが、このような業務についても「販売」の一環又は「その他の付随業務」として認められる。(政府令案パブコメ回答 66 番)

銀行が銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 3 号に掲げる業務（システム・プログラムの販売等）を、他の事業者へ代理又は媒介を委託することも許される。(政府令案パブコメ回答 67 番)

(13) 地域のシステム化、情報化、DX化の支援する業務

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 3 号は、その他の付随業務として監督指針上認められる範囲で、銀行が、例えば地域のシステム化、情報化、DX化等を支援する業務が認められる。(政府令案パブコメ回答 68 番)

8. 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務 (銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号)

他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

(1) 「その他の付随業務」として認められてきた広告業務との関係

地域活性化等業務のうち銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に定める広告業務については、従来、「その他の付随業務」として主要行等向け監督指針 V-3-2 (4) に示される観点を経営的に考慮したうえで一定の範囲で認められてきた。今回の改正により、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号の要件を満たす限り、銀行が広告掲出媒体として銀行支店の余剰スペースや、壁面・看板などに広告を掲出する業務についても、許容されることになる。(監督指針案パブコメ回答 20 番)

(2) 情報利活用業務(銀行法 10 条 2 項 20 号)との関係

銀行法 10 条 2 項 20 号に掲げる業務と銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務は、情報の提供を行う業務である点で共通性を見出すことができる。

もっとも、銀行法 10 条 2 項 20 号に掲げる業務は「当該銀行の業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資する」業務であり、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務は、銀行法 10 条 2 項 21 号の「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を受けて、その具体的な内容を規定したものである点で異なる。(政府令案パブコメ回答 70 番)

(3) 「広告」「宣伝」「調査」「情報の分析」「情報の提供」

「広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供」は、例えば調査と分析のみ行う業務など、それぞれ単独で行うことができる。(政府令案パブコメ回答 72 番)

(4) 広告・宣伝業務

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号は、例えば、既存の銀行人材を主として活用するものであつて、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 柱書かっこ書きの要件を満たす範囲内であれば、広告宣伝業を広く行うことができる。(政府令案パブコメ回答 71 番)

一般に「広告・宣伝」と評価される業務は銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務の対象となる。その他の業務については、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断することとなる。(政府令案パブコメ回答 73 番・74 番)

「広告、宣伝」の対象としては「他の事業者等の業務」であること以外の制限は設けていない。(政府令案パブコメ回答 75 番)

放送法に規定される

「放送」を用いて広告又は宣伝を行う業務自体は、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務に該当する可能性がありますが、広告又は宣伝に該当しない放送は

これらの業務には該当しない。なお、当該業務を営むに当たっては、関係法令等に基づき行う必要がある。(政府令案パブコメ回答 76 番)

銀行は、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」に規定されるデジタルプラットフォームの該当性とは別に、一般に「広告、宣伝」と評価される業務は銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務の対象となる。なお、当該業務を営むに当たっては、関係法令等に基づき行う必要がある。(政府令案パブコメ回答 77 番)

(5) 個人情報を取り扱う場合

銀行が銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務を営むに当たり、個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報を取り扱う場合には、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 29 年 2 月 28 日個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号(平成 29 年 5 月 30 日施行))が適用される。(政府令案パブコメ回答 79 番)

(6) 他の法令等の遵守

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務に限らず、銀行やその子会社等は、銀行法のみならず、その広告又は宣伝の内容が不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は貸金業法その他の法令や指針に反していないかや公序良俗に反するものではないかなど適用のある関係法令等を遵守し、健全かつ適切に業務を運営する必要がある。(政府令案パブコメ回答 80 番)

銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務に限らず、銀行は、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進する必要がある。(政府令案パブコメ回答 81 番)

(7) 契約形態

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務を営むに当たり、契約形態の制限はない。(政府令案パブコメ回答 82 番)

(8) 他のライセンスによって行うものではないことの明示の要否

本号に掲げる業務を営むに当たり、契約形態の制限はない。(政府令案パブコメ回答 82 番)

たとえば、銀行が他の銀行の預金貸付為替等の「広告、宣伝」を行う際には、それが銀行代理業又は金融サービス仲介業、その他のライセンスによって行うものではないことの明示は不要である。

(9) 多重債務防止の観点からの留意点

本号に掲げる業務に限らず、銀行は、貸金業法における多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、所要の態勢を整備することが求められている。(政府令案パブコメ回答 84 番)

(10) 調査業務

調査業務について、銀行の個人・法人顧客にアンケートやヒアリング調査した結果を、

顧客の同意のもと、事業者に調査結果として提供し対価を得る業務は、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 4 号に掲げる業務又は銀行法第 10 条第 2 項第 20 号に掲げる業務に該当し得る。(政府令案パブコメ回答 85 番)

9. 巡回訪問業務（銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 5 号）

当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

(1) 「利用者」

「利用者」は「顧客」を含むが、これに限られない。たとえば、「利用者」には、顧客（契約者）の家族（父母、祖父母、幼児等）が含まれる。(政府令案パブコメ回答 86 番・88 番)

(2) 「巡回訪問を行う先」

当該銀行の利用者に係る「巡回訪問」であれば、「巡回訪問を行う」先に制限はない。(政府令案パブコメ回答 87 番)

「巡回訪問を行う」先に制限はないが、当該銀行の利用者に係る「巡回訪問」である必要がある。(政府令案パブコメ回答 88 番)

(3) 本号に含まれ得る業務

「巡回訪問」に伴い提供することができると思われるサービスは多種多様であるところ、例えば「安否確認」や「当該確認に伴う依頼者への報告」については、本号の趣旨を踏まえると、本号の「巡回訪問を行う業務」に含まれるものと考えられる。他方、これに含まれない業務（例えば、「悩み事相談」、「生活・家事支援」、「高齢顧客の自宅を訪問して無償で電球の取換え」）は、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えられる。

第3. 「その他の付随業務」（銀行法10条2項柱書）の見直し

改正前	改正後
<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-2 「その他の付随業務」等の取扱い (新設)</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（1）銀行が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p><u>（注1）</u>これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する</p>	<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p> <p>V-3-2 法第10条第2項の業務の取扱い</p> <p>V-3-2-1 <u>地域活性化等業務における留意点等</u> (略)</p> <p>V-3-2-2 「その他の付随業務」等の取扱い⁴</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>（1）銀行が、<u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p><u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>(削除)</p>

⁴ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 I I I - 4 - 2 - 2

<p>業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p><u>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>(注3) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) <u>個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(注) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) <u>個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
---	---

1. 地域活性化等業務(銀行法10条2項21号)との関係

銀行法10条2項21号に定める地域活性化等業務は、「その他の付随業務」には含まれない。主要行向け監督指針V-3-2-1・中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ-4-2-1は地域活性化等業務における留意点等、主要行向け監督指針V-3-2-2・中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ-4-2-2は「その他の付随業務」等の取扱いを示している。(監督指針パブコメ回答6番)

2. コンサルティング業務・ビジネスマッチング業務の削除

銀行法10条2項柱書の「その他の付随業務」に該当する業務から(取引先企業に対して行う)コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務が削除されているが、これは銀

行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号の「経営相談等業務」に「他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言」が加わったためである。なお、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号を受けて、銀行の金融関連業務を営む子会社の業務である「他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務」が「経営相談等業務」に改められた。(監督指針案パブコメ回答 8 番・9 番)

3. 「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」の代理・媒介

「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」の代理・媒介は、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号には該当せず、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断されるものと考えられる。(監督指針案パブコメ回答 9 番)

4. 「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」の代理・媒介

「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」の代理・媒介は、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号には該当せず、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当する。(監督指針案パブコメ回答 9 番)

5. 「M&Aに関する業務」

「M&Aに関する業務」には、銀行法施行規則第 13 条の 2 の 5 第 1 号に含まれない業務も想定されるため、監督指針に記載を残すこととしました。後段について、銀行が自ら営む「M&Aに関する業務」は、対象先が国内外であるかどうかを問わず、「その他の付随業務」に該当するものと考えられる。他方、「M&Aに関する業務」の代理・媒介は、監督指針記載の 4 要素に基づいて、「その他の付随業務」に該当するか判断される。(監督指針案パブコメ回答 10 番・11 番)

6. 「事務受託業務」

銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号は、「これら（経営相談業務・ビジネスマッチング業務）に関連する事務の受託」を規定している。これらに関連しない（取引先企業に対して行う）事務の受託は、「事務受託業務」（主要行等向け監督指針 V-3-2-2(1)）として、「その他の付随業務」に該当する。(監督指針案パブコメ回答 12 番)

7. 「市場誘導業務」

改正前の(1)(注1)の「市場誘導業務」（取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務）は、「コンサルティング業務」及び「ビジネスマッチング業務」を念頭に置いた規定であったため、両業務の削除に伴い、削除された。(監督指針案パブコメ回答 13 番・14 番)

8. 「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」

改正前の(1)(注2)の「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」が削除され、本文に「また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。」との記述が追加された。

これは、銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 1 号に規定する「経営相談等業務」には、事

業を行う場合の個人（個人事業主）に行う財産形成に関する相談に応ずる業務も含まれるため、これと区別するため、「事業を行う場合におけるものを除く。」を追記された。（監督指針案パブコメ回答 15 番）

9. 「人材紹介業務」

改正後の（１）（注）（改正前の（１）（注３））の「人材紹介業務」は削除されていないが、新たに設けられた銀行法施行規則 13 条の 2 の 5 第 2 号において「労働者派遣事業」が援用されたため、これと峻別する必要がある。（監督指針案パブコメ回答 18 番）

10. 不動産以外のオペレーティングリースの媒介業務

監督指針の改正により、「取引先企業に対して行うオペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務」が「その他の付随業務」として明記された。

ここにいう「オペレーティング・リース」とは、会計基準において、「ファイナンス・リース取引以外のリース取引」と定義されている。銀行法においては、いわゆる「ファイナンス・リース」に関する定義はないが、銀行法 10 条 2 項 18 号の規定がそれに該当すると考えられ、主要行等向け監督指針 V-3-2-2（１）で規定される「オペレーティング・リース」については、銀行法 10 条 2 項 18 号で規定されるリース取引以外のリース取引が該当する。（監督指針案パブコメ回答 21 番・22 番・23 番）

「取引先企業」には、今後銀行が取引を行うことを想定している見込先企業も含まれる。（監督指針案パブコメ回答 23 番）

11. 外国銀行代理業務との関係

外国銀行の在日拠点は、外国銀行代理業務の施行（2008 年）以前から、海外とのネットワークを活用して、「コンサルティング業務」、「ビジネスマッチング業務」、「M&A に関する業務」などを営んで来た。これらには、銀行自らが行うケースのほか、海外の本支店などからの依頼に基づいて、代理・媒介するケースも有る。これらの業務は、外国銀行代理業務の認可を要しないとされている（「[外国銀行代理業務に関する Q&A](#)」（改訂版）の項番 4 参照）。今回の付随業務としての「経営相談等業務」の新設や、それに伴う「その他の付随業務」の改正に関わらず、引き続き、同認可は必要ないことには変わりはない。（監督指針案パブコメ回答 16 番）

12. 銀行子会社の金融関連業務としての「その他の付随業務」

銀行法施行規則 17 条の 3 第 2 項では金融関連業務が列挙されているところ、同項 3 号で銀行法 10 条 2 項に規定する業務、すなわち銀行の付随業務が挙げられている。

銀行法施行規則 17 条の 3 第 2 項 3 号は、「銀行法 10 条 2 項各号に規定する業務」ではなく「銀行法 10 条 2 項に規定する業務」としていることから、金融関連業務には銀行法 10 条 2 項柱書の「その他の付随業務」も含まれる。

この点、「その他の付随業務」への該当性については、監督指針において、いわゆる 4 要素を総合的に考慮することが考え方として示されている。

しかしながら、かかる 4 要素は銀行本体のみを想定した文言となっている。例えば、4

要素のうち、余剰性の要件は「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。」とされている。

銀行子会社の金融関連業務への該当性を検討するに際しては、「当該銀行子会社の本業を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。」と読み替えて考えることができるか問題となるが、パブコメ回答では、「銀行子会社がどのような金融関連業務を営むことができるかは、個別の事案ごとの判断となります。」との回答がなされている。(監督指針案パブコメ回答 24 番)